

立ち入り禁止区域

凡 例			
	立 入 禁 止 区 域	色別・区域	期 間
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色)	通 年
2	レクリエーションの森、協定の森、森林利用等々、養蚕等が立入禁止となる場所	(青色)	通 年
3	販売（立木、薪炭等）、分枝利用等 産食（素材生産、造林、治山、林道等） 委託利用（収得調査、伐倒、測定等） 調査利用（収得調査、伐倒等）	(太い紫色)	R7.11.15 ～ R8.3.31
4	地方自治体等が有害菌被害事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R7.11.15 ～ R8.3.31

※有害菌除去、樹体保護等として立入禁止区域で狩猟等を行った場合は、